

議案第14号

嘉島町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

嘉島町総合運動公園の円滑な管理運営のために本条例を制定する必要がある
ので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町都市公園条例の一部を改正する条例

嘉島町都市公園条例（平成22年嘉島町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「又は」を「、」に改め、「第3項」の次に「又は嘉島町総合運動公園の設置及び管理に関する条例(平成27年嘉島町条例第20号)」を加える。

第17条中「有料公園施設の使用の期間及び時間その他管理」を「嘉島町総合運動公園の管理」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

嘉島町都市公園条例(平成22年嘉島町条例第15号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>(行為の制限)</p> <p>第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項_____の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(管理)</p> <p>第17条 この条例の定めるもののほか、高田みんなの広場公園及び有料公園施設の使用の期間及び時間その他管理について必要な事項は別に定める。</p> | <p>(行為の制限)</p> <p>第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項、____法第6条第1項若しくは第3項又は嘉島町総合運動公園の設置及び管理に関する条例(平成27年嘉島町条例第20号)の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(管理)</p> <p>第17条 この条例の定めるもののほか、高田みんなの広場公園及び嘉島町総合運動公園の管理_____について必要な事項は別に定める。</p> |